

中核的労働要求事項に関する方針声明

株式会社 高速（以下、「当社」という）は、法令を遵守することを念頭に置き、労働者の健全な労働環境を維持し、人権を擁護することを目指します。

そのために当社は、国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の通り社会的責務を果たして参ります。

1. 児童労働の禁止

当社は、法令が定められた雇用の最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

当社は、あらゆる就労の形態においても不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、人種・信条・性別・社会的身分・門地による差別をしません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、自由に結社する権利を尊重し、活動を行う労働者の権利も尊重します。

2022年6月1日

株式会社 高速

代表取締役社長 千葉 誠